ベトナムの神勅

九州国立博物館所蔵資料の概要と基礎データ

矢野　正隆

はしがき－日本におけるベトナムの文物

海外から日本国内にもたらされた文物のうち、ベトナムのモノというと、同じ東アジアでも中国や朝鮮に比較して、それほど知られているとは言い難いであろう。しかし、古くから安南焼や安南銭といった蒐集対象物が存在したこともあり、その蓄積は存外小さいものではない[1)]。

こうした資料蒐集の営為を通覧すると、いくつかの画期が認められる。本稿は、文物の中でも特に文字を主とする歴史資料に焦点を当てるものであるが、これに限るならば、まず昭和の戦前期に始まる松本信広や山本達郎等歴史研究者による精力的な活動を挙げなければならない。ただしよく知られる通り、その後のベトナムをめぐる内外の情勢は、文物どころかヒトの移動すらも容易でないものとし、こうした直接的な交流は全般的に停滞せざるを得なかった[2)]。

この状況が一変するのは、1990 年代以降である。ドイモイ政策に端を発する、ヒト・モノ・情報の交流の活発化と期を一にして、ベトナム国内でも、これまで自由にアクセスできなかった歴史資料の発掘・紹介が相次いで行われるようになった。当時、ベトナム人歴史研究者は、そうした変化を「資料革命（Cách mạng tài liệu）」と称したが、確かに、この時期以降のベトナム史研究は新しい段階に入ったと言っても過言ではなく、それまで名のみ知られながら接する機会など望むべくもなかった歴史資料に対して、現地の図書館や文書館に赴き直接閲覧するということが現実的な選択肢として考えられるようになった。こうしてアクセスできるようになった資料の中には、典籍だけでなく、古文書の類も多く含まれており、それまでには考えられなかったミクロな視点での研究が盛んに行われるようになった[3)]。

特に前近代の文字資料の場合、その蒐集は当然のことながら複製によることになり、個人レベルでは日本にも大量の資料のコピーがもたらされることになった[4)]。通常、歴史研究者の視線は文字や図像といった記号レベルでの読み取りに集中するため、概ねこれで不自由はないのであるが、では、その複製の原本はどうなっているのであろうか。

ベトナムにおける紙資料の現物保存については、既に、日本の保存修復技術者や古文書学研究者等の協力もあって、組織的に進められているようである[5)]。ただし、資料保存への意識の高まりは、同時にアクセスの制限を伴わざるを得ない。つまり、複製物で用が足りる限り、原本に触れる必然性は認められなくなるのである[6)]。デジタル化の進展は、こうした流れに棹さすものであると言える[7)]。しかし、書誌学や古文書学、アーカイブズ学といった学問的手法が明確に示すように、原本がもともと有する情報は、必ずしも文字や図像の部分に限られているわけではない。

このように、特に歴史学では、ややもすると

資料へのアクセスはテキストの読解に集中しがちであり、新出の資料は、ほとんどの場合、既知の典籍と同じレベルで取り扱われ、その欠を補ったり学説を精緻化したりするために利用されることになる。これは、情報のアクセスが複製物に頼らざるを得ない海外の研究者だけでなく、原本へのアクセスの機会を得る可能性はより高いであろう本国の研究者も同様のようにみえる [8]。こうした現状については様々な要因があり、早急な評価は差し控えるべきであるが、海外の研究者として、少なくとも次のことは踏まえておきたい。それは、［矢野 2014］で詳論したように、海外の古い資料というメディアの側からすると、我々現代の外国人研究者とは、アクセスされることをもともと想定されてない存在であるという事実である。

ここで言うメディアが想定する存在とは、そのメディアが随伴した発信・受信という伝達行為の中にある者のことである。伝達行為の中にあれば、メッセージの受け渡しは共通の了解のもとスムーズに行われるであろう。しかし、この行為から外れた者、例えば、地域も時代も全く異なる者が、そのメッセージを読み取ろうとする際には、決して小さくない障壁が現れる。まず目につくのは言語の相異という障壁であろう。しかも、ベトナムの場合、前近代の資料はほぼすべて漢字あるいはチューノム（ベトナム語表記のために、漢字の構成要素を用いて作られた疑似漢字の一種）によって記されている。つまり、現代ベトナム語を知っていても、それだけではメッセージを受け取ることはできないのである。ここにベトナム前近代史研究の困難の一つが存する。

しかし、本稿の文脈でより注目したいのは、メディアにアクセスしようとする者が、そのメディアの想定する伝達行為の中にないという事実の方である。つまり、局外に在る者が、そのメディアが本来目していたレベルでメッセージを受信しようとするならば、まず、その伝達行為そのものを再構成し、擬似的にでも伝達行為の中に入る必要がある。これは漢字やチューノムのテキストを読むということとは、別の次元での読解を意味する。

あるメディアに対する、本国の研究者と外国人研究者の立場の相異とは、そのメディアが自明の前提としている範囲の中にどれほど入っているかの相異と見ることもできるであろう。その範囲に入ってなければ、様々な手掛かりからその前提そのものを再構成しなければならない。これは前近代のベトナムに限った話ではない。おそらく、第三者によるメディアへのアクセスの意味とは、一つには、当事者には当たり前のこととして通常意識に上らない、メディアに潜在しているメッセージを抽き出し顕在化することにあると思われる [9]。そして、この点に着目するならば、メディアが原本か複製かどうかということは無視できない相異になるはずである。

前置きが長くなったが、本稿で紹介する九州国立博物館が所蔵するベトナムの神勅とは、まさしく、その伝達の現場にあった当の現物であり、現代日本人がアクセスすることなど初めから想定されていないものである。逆にみれば、日本人のような局外者にとって、こうしたオリジナルのメディアにアクセスするということは、複製だけでは理解し難い、このメディアが活きて動いた独自の文脈を読み解くためには、不可欠であると思われる。

筆者は、2013 年 10 月 1 日および 2015 年 12 月 12 日 13 日の 2 回にわたり、この資料の熟覧および各種測定をおこなう機会に恵まれた [10]。本稿は､その調査結果を報告するものであるが、

紙幅の都合もあり、基礎的なデータの提示と説明に重点を置き、個々のトピックの考察については、別稿に譲ることとする。

1. 「神勅」の概要

九州国立博物館が平成 20 年度に購入した文化財の中に、「ベトナム村落関係文書」と名付けられた 30 通の文書からなる一群がある [11]。このうちの 28 通が、本稿で紹介する神勅である。

一般に「神勅」と言うと「天壌無窮の神勅」(『日本書紀』) のように、神が降した命令と理解されるかも知れないが、このベトナムの神勅で勅命を降す主体は、ベトナムを統治する皇帝であり、命を承けるのは各地域の神々である [12]。そこに記された内容については、日本でも高津茂、宇野公一郎らによる研究があり、民間信仰の側面や国家権力の神界支配という側面から、多くの事実が明らかにされている [13]。

ただし、これらの先行研究において、神勅は、あくまでベトナムの民間信仰や神界を主題とする研究の素材として用いられており、この資料自体がモノとしてどのように扱われていたかという視点は見られない。このことは、両氏が、神勅を、神々の事跡を記した「神蹟 [跡]」 [14] というカテゴリの中に包摂しているところに端的に現れている [15]。テキストレベルで見れば、これは全く当を得た括り方と言えるのであるが、それぞれの由来からすると、明らかに神勅と神蹟は別物である。

ベトナム本国での神勅の収集と言えば、20 世紀の前半に行われたフランス極東学院 L'École française d'Extrême-Orient (EFEO)による活動が有名である。AD という記号で分類されたこのコレクションのうち 411 冊は、現在ハノイのハンノム研究院 Viện nghiên cứu Hán Nôm に移管されており、目録も整備されている [16]。ただし、内容をよく見ると、この 411 という数は、神勅の分量を示している訳ではないことが分かる。例えば、AD.a2/60 という架蔵番号を与えられた『河東省青池縣萬福總･寧舍總･雲羅總各社神敕』という 1 冊には、河東省青池県にある 3 つの総に含まれる 7 社 2 村（総・社・村ともに行政単位）の神々に出された合計 131 通の神勅が含まれており、形態的には縦 32cm×横 22.5cm、288 頁の冊子であることが分かる。後に示す通り、神勅の現物は、概ね縦 50cm、横 120cm 以上ある 1 枚ものの資料であり、この EFEO の収集に係るコレクションは、神勅の現物ではなく、その写であることがわかる [17]。

ハンノム研究院の文献目録を見ると、神蹟等の文書類も同様に、複製においてある程度フォーマットを統一していたようであり [18]、この段階で、無意識にテキストレベルで資料をみる動機付けがなされていると見ることもできそうである。もちろん、こうした過去の膨大な調査の蓄積は、テキストレベルでの読解だけでなく、現物の調査にも不可欠である。九州国立博物館の 28 通の神勅には、発給先の地名が不明なものが数点存在するが、これについては、こうした目録類を調べることにより、概ね判明する。**表 1** に、各神勅の発給時と対象地域を掲げる。①から⑦については、本文に地名が記されていないが、EFEO の収集した神勅の写し、および、1938 年の全国調査の記録 [19]から、①～③は「河東省青池縣寧舍總寧舍社」、④は「河東省彰美縣良舍總大慈社」、⑤～⑦は「河南省維先縣木凡總安慈社」（地名はいずれも 1930 年代のもの）であることが判明する。

表 1. 九州国立博物館蔵「神勅」一覧

	列品番号	年月日[1]	西暦	地名（本文記載）	地名（EFEO1938年調査時）[2]	社会科学通信院架蔵番号	地図[3]
①	P14933	陽和081228	1642		Ninh Xá (làng), tổng Ninh Xá, huyện Thanh Trì, tỉnh Hà Đông	Q4o 18/II, 15	A
②	P14934	陽德030729	1637		Ninh Xá (làng), tổng Ninh Xá, huyện Thanh Trì, tỉnh Hà Đông	Q4o 18/II, 15	A
③	P14935	永盛060810	1710		Ninh Xá (làng), tổng Ninh Xá, huyện Thanh Trì, tỉnh Hà Đông	Q4o 18/II, 15	A
④	P14936	永慶021210	1730		Đại Từ (làng), tổng Lương Xá, huyện Chương Mỹ, tỉnh Hà Đông	Q4o 18/II, 79	B
⑤	P14937	景興280808	1767		Yên Từ (làng), tổng Mộc Hoàn, huyện Duy Tiên, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 83	C
⑥	P14938	昭統010322	1787		Yên Từ (làng), tổng Mộc Hoàn, huyện Duy Tiên, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 83	C
⑦	P14939	宝興020517	1802		Yên Từ (làng), tổng Mộc Hoàn, huyện Duy Tiên, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 83	C
⑧	P14940	紹治021108	1842	香水縣涼舘社	Hương Thủy (huyện), tỉnh Thừa Thiên[4]	Q4o 18/TT, ML	D
⑨	P14941	嗣德030806	1850	香水縣涼舘社	Hương Thủy (huyện), tỉnh Thừa Thiên[4]	Q4o 18/TT, ML	D
⑩	P14942	嗣德060114	1853	河内省青威縣清覽社	Thanh Lãm (làng), tổng Phú Lãm, phủ Thanh Oai, tỉnh Hà Đông	Q4o 18/II, 14	E
⑪	P14943	嗣德101206	1857	青威縣清覽社	Thanh Lãm (làng), tổng Phú Lãm, phủ Thanh Oai, tỉnh Hà Đông	Q4o 18/II, 14	E
⑫	P14944	嗣德101003	1857	富川縣木凡社安慈村	Yên Từ (làng), tổng Mộc Hoàn, huyện Duy Tiên, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 83	C
⑬	P14945	嗣德101003	1857	青廉縣山峩社	Thị (thôn), làng Sơn Nga, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 74～78	F
⑭	P14946	嗣德331124	1880	承天府香水縣涼館社	Hương Thủy (huyện), tỉnh Thừa Thiên[4]	Q4o 18/TT, ML	D
⑮	P14947	嗣德331124	1880	河内省青廉縣山峩社	Sơn Nga (làng), tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 74～78	F
⑯	P14948	嗣德331124	1880	河内省青廉縣安渠社壽老村	Thọ Lão (thôn), làng Yên Cừ, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 80	G
⑰	P14949	同慶020701	1887	河内省富川縣木凡社安慈村	Yên Từ (làng), tổng Mộc Hoàn, huyện Duy Tiên, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 83	C
⑱	P14950	同慶020701	1887	河内省青廉縣安渠社壽老村	Thọ Lão (thôn), làng Yên Cừ, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 80	G
⑲	P14951	成泰011118	1889	河内省青廉縣安渠社壽老村	Thọ Lão (thôn), làng Yên Cừ, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 80	G
⑳	P14952	成泰011118	1889	河内省青廉縣山峩社澤村	Trạch (thôn), làng Sơn Nga, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 75	F
㉑	P14954	維新030811	1909	承天府富榮縣演派社	Phú Vinh (huyện), tỉnh Thừa Thiên[4]	Q4o 18/TT, ML	H
㉒	P14955	維新030811	1909	河南省青廉縣山峩社澤村	Trạch (thôn), làng Sơn Nga, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 75	F
㉓	P14957	啓定090725	1924	河南省青廉縣安渠社壽老村	Thọ Lão (thôn), làng Yên Cừ, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 80	G
㉔	P14958	啓定090725	1924	河南省維先縣安慈社	Yên Từ (làng), tổng Mộc Hoàn, huyện Duy Tiên, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 83	C
㉕	P14959	啓定090725	1924	河南省青廉縣安渠社壽老村	Thọ Lão (thôn), làng Yên Cừ, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 80	G
㉖	P14960	啓定090725	1924	南定省直寧縣鳳翔社	Phượng Tường (làng), tổng Văn Lăng, huyện Trực Ninh, tỉnh Nam Định	Q4o 18/VII, 1	I
㉗	P14961	啓定090725	1924	河南省青廉縣山莪社澤村	Trạch (thôn), làng Sơn Nga, tổng Động Xá, huyện Thanh Liêm, tỉnh Hà Nam	Q4o 18/VI, 75	F
㉘	P14962	啓定090725	1924	南定省南直縣楊度寨	Dương Đô Trại (làng), tổng Sa Lung, phủ Nam Trực, tỉnh Nam Định. – Nam Định	Q4o 18/VII, 16	J

1. 本文中の「成泰元年拾壹月拾捌日」を「成泰011118」のように表示した。
2. [Viện thông tin khoa học xã hội 1996]による。
3. アルファベットは図1に対応する。
4. 目録によると村落レベルでの回答書は存在しないようである。

ここから、まず時期による区分、そして、地域による区分が可能となる。参考までに Google マップ上におおよその位置を示す（図 1）。

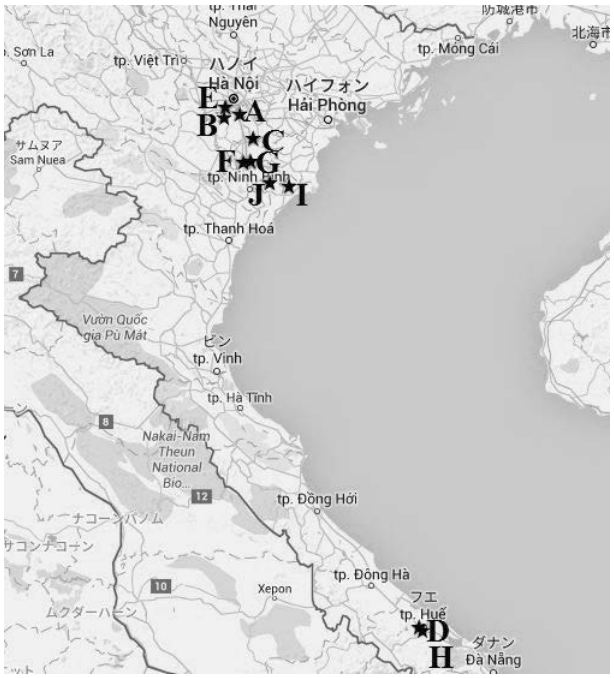


図 1. 神勅発給先（地図データ@2016 Google）

2. 調査データ

以下、調査によって得られたデータを、文字や図像に関わる目に見える部分と、紙質や化学組成といった肉眼でにわかに判別できない部分に分けて呈示する。

前者については、録文および表裏の写真画像を掲載した。ただし、文字の背景にある文様図柄については、文書の様式に関する別稿にてまとめて紹介する予定であるため、本稿では省略した。また、後者については、物理的な測定（寸法、密度など）、目視による紙の観察（簀目の数、糸目幅など）、顕微鏡による繊維観察（透過光ならびに反射光）、蛍光 X 線分析をおこなった。これについては、紙の製造や装飾への解説が必要であるが、いずれも、ベトナムの伝統紙に関する別稿に譲り、本稿は、データの提示と最低限の説明に止めた。

2.1. 録文

凡例

・九博の列品番号順（概ね年代順）に掲載している。このため、必ずしも地域ごとの括りにはなっていない。地域および年代については、**表 1** を参照。

・録文はあくまでテキストレベルでの再現に努め、文字や朱印の位置・形態については最低限の注記に止める。テキストで正確に表現しきれない部分については、48 頁から 52 頁に掲げる画像を参照いただきたい。

・テキスト化に際しては、現物表示により近い字体を採用している。このため「勅」「敕」など、複数の字体が存在する文字については、それぞれの録文で異なる表記となっている。異体字、略字については、基本的に正字に置き換えた。

・改行（」）、空角（□）、判読不能（■）、判読に疑義のある文字にはルビ「?」を振った。Unicode に採録されてない文字については**=**とし注記した。注記の方法は、ベトナムにおける避諱文字の表記法に倣い、例えば「利」字であれば「左從禾、右從刂。」のように記す。

・資料の名称は、本来ならば EFEO による整理と同様に、神勅の対象の地名、あるいは、発給対象の神名を用いるべきところであるが、発給当時の地名が明確でない上に名称の変更も頻繁におこなわれていること、神名は非常に長いものがあること、また、同一地域の同一神への神勅が複数存在することから、本稿では仮に、発給年月を名称に代えた。ただし、同一年月のものについては地域名を加えた。

①陽和八年 [a] 十二月二十八日神勅（列品番号 P14933 図 2,3）

[b] 勅當境城隍鄒法顯應威靈」護國扶運濟世安民大

王」徳其盛矣實不揜夫視弗」見聽弗聞洋洋 c 在上感必通」求必應亹亹 c 垂休寔多相」佑之功宜舉褒封之典爲」舉兵誅逆黨復舊疆欲助」兵威收勝筭扶國祚應加封」可加封當境城隍鄒法顯」應威灵護國扶運濟世」安民綏禄宏休大王故」勅」d 陽和八年十二月二十八日[勅命之寶]e

a. 西暦 1642 年。b. 一字擡頭。c. 本文は重文号（踊り字）による表示となっている。d. 末尾の「勅」字は前行までとはやや位置がずれており、背景の文様に合わせて配置されている。黎朝期（②～⑥）および西山朝期（⑦）は同じ様式となっており、特に④以降で顕著である。e. 裏袖に「中等　陽和　謝舍社」「在青池縣　留」「臣承抄」との黒墨による書き入れあり。裏奥に黒墨で「陽和八年十二月二十八日」、ペンで「19, Dương Hòa Bát niên 28・12/1643」との書き入れあり。

②陽德三年 a 七月二十九日神勅（列品番号 P14934 図 4, 5）

b 勅當境城隍鄒法顯應威靈護國扶運濟世安民綏禄」宏休延慶賛治翊聖垂裕集祥顯靈延禧衍福大王」聰明德大正直資兼稟二氣之英靈機神叵測扶億年之宗」社慶衍無疆寔多相助之功蓋舉褒封之典爲相助」b 皇圖保安」b 王業國家寧靖社禝遠長稔有靈應應加封可加封」當境城隍鄒法顯應威靈護國扶運濟世安民綏禄」宏休延慶賛治翊聖垂裕集祥顯靈延禧衍福濟衆大王故」勅」陽德三年七月二十九日[勅命之寶]c

a. 西暦 1637 年。b. 一字擡頭。ただし「皇」字は「勅」「王」よりやや上に突き出す。c. 裏奥に「⑬Dương Đực Tam niên 29.7」とのペンによる書き入れあり。

③永盛六年 a 八月初十日神勅（列品番号 P14935 図 6, 7）

b 勅當境城隍鄒法顯應威靈護國扶運」濟世安民綏禄宏休延慶賛治翊聖」垂裕集祥顯靈延禧衍福濟衆阜物」大王乾坤孕秀山岳儲精洋洋多流」動滿充陽靈丕闡緜緜相遠長悠久」陰隲尤弘理既妙感通禮宜加崇答爲」b 嗣王進封」b 王位臨居正府尊扶」b 宗社鞏固鴻圖禮有登秩應加封可加封」當境城隍鄒法顯應威靈護國扶運濟世」安民綏禄宏休延慶賛治翊聖垂裕集祥」顯靈延禧衍福濟衆阜物厚德大王故」勅」永盛六年八月初十日[勅命之寶] c

a. 西暦 1710 年。b. 一字擡頭。ただし「宗」字は「勅」「嗣」「王」よりやや上に突き出す。c. 裏奥に黒墨で「永盛六年八月初十日」、ペンで「20 Vĩnh Thành Lục Niên 10.8」との書き入れあり。

④永慶二年 a 十二月初十日神勅（列品番号 P14936 図 8, 9）

b 勅皇頭太子顯德威靈康民篤祐厚澤廣化助順廣化濟世安民廣澤宏休」大德衍慶綏禄衍福翊運扶祚賛治護國厚德至仁洪恩至仁純嘏豐功」盛德淵泉廣闊玄黙中正明達聰明神武英靈萬古雄才剛断勇決護民」招祥集福垂休聰睿正直英毅大海國王及父母養保太師明懿宏休」芳容貞淑惠和慈行謹節嘉行端莊慈愛徽嘉純一令儀綏福慈美」柔順惠和淑德莊懿慈愛純一徽穆和容篤慶昭憲莊肅明信示典作則」垂後光前慈德延慶永福美德昭容淑行普惠柔嘉慈仁寬和貞實」温柔恭雅婆陰陽 c 合德日月同明相帝神參賛之功一方咸庇護國」衍〓d 強之業百福來崇祀典具存徽章宜貴爲冲人光受禪傳令」b 嗣王進封大位禮有登秩應一体加封可加封皇頭太子顯德威靈康民」篤祐厚澤廣化助順廣化濟世安民廣澤宏休大德衍慶綏禄衍福」翊運扶祚賛治護國厚德至仁洪恩至仁純嘏豐功盛德淵泉廣闊」玄黙中正明達聰明神武英靈萬古雄才剛斷勇決護民招祥集福」垂休聰睿正直英毅神智參化濟

生運徳貞厚英烈大海國王及」父母養保太師明懿宏休芳容貞淑惠和慈行謹節嘉行端荘慈愛徽嘉」純一令儀綏福慈美柔順惠和順徳荘懿慈愛純一徽穆和容篤慶昭憲」荘肅明信示典作則垂後光前慈徳延慶永福美徳昭容淑行普惠」柔嘉慈仁寛和貞實温柔恭雅純懿貞靜端明柔惠佑福積慶婆故」勅[e]」永慶二年十二月初十日[勅命之寶]」[f]

a. 西暦 1730 年。b. 一字擡頭。c. 「合」字より「之」字まで背景に薄墨による塗りつぶしあり。修正痕か。d. 上從並、下從見。e. 末尾の「勅」字の位置は前行冒頭部分と揃えず、背景の文様に合わせて配置されている。⑤⑥⑦も同様。f. 裏奥「皇」、裏中央「方中全總」、裏袖「上[?]等　金牌社　葛峒社　金洲社　青威縣」との黒墨による書き入れあり。裏中央の文字は上下逆。

⑤景興二十八年 [a] 八月初八日神勅（列品番号 P14937 図 10, 11）

[b]勅當境城隍顯應靈聰髙明正直集福延禧」慈祥仁恕豁達英猷濟世興平安民佑福」康平陸凌普惠尚仕大王扶輿孕秀太一」鍾靈捍患除灾闔境賴陰扶之力綏休錫嘏本」朝資黙相之功既昭賁若之勲宜舉徧于之典爲」[b]嗣王進封」[b]王位臨居正府尊扶」[b]宗社鞏固鴻圖禮有登秩應加封美字三字可加」封當境城隍顯應靈聰髙明正直集福延禧」慈祥仁恕豁達英猷濟世興平安民佑福」康平昭義護國扶祚陸凌普惠尚仕大王故」勅」景興二十八年八月初八日[勅命之寶]」[c]

a. 西暦 1767 年。b. 一字擡頭。c. 裏袖に「富川縣木凡社安慈村」との書き入れあり。

⑥昭統元年 [a] 三月二十二日（列品番号 P14938 図 12, 13）

[b] 勅當境城隍顯應靈聰髙明正直集福延禧慈祥仁恕」豁達英猷 [c] 済世興平安民佑福康平昭義護國扶祚弘済隆澤大道」陸凌普惠尚仕聰明敏慧耀威大王扶輿孕秀太一」鍾靈捍患除灾闔境賴陰扶之力綏休錫＝[d] 本朝資」黙相之功既昭賁若之勲宜舉 [e] 徧于之典鴈[?]黙相」[b]皇家穹圖復正禮當登秩應加封美字三字可封當境城隍」顯應靈聰髙明正直集福延禧慈祥仁恕豁達英猷」濟世興平安民佑福康平昭義護國扶祚弘濟隆澤」大道陸凌普惠尚仕聰明敏慧耀威濟民 [f] 阜物迪衆大王故」勅」昭統元年三月二十二日[勅命之寶]」[g]

a. 西暦 1787 年。b. 一字擡頭。c. 「猷」字より「道」字まで黒墨痕あり。修正痕か。d. 左從右、右從叚。e. 「舉」字より「之」字まで黒墨痕あり。修正痕か。f. 「民」字より「故」字まで薄墨による塗りつぶし痕あり。修正痕か。g. 裏袖に「富川縣木凡社」との書き入れあり。

⑦寶興二年 [a] 五月十七日神勅（列品番号 P14939 図 14, 15）

[b] 勅當境城隍顕應靈聰髙明正直集慶延禧慈祥仁恕」豁達英猷濟世興隆安民佑慶寧祥昭義」護國扶祚弘濟隆澤大道陸淩普義尚仕聰明」敏慧耀威濟民阜物廸衆顕應美裕洪恩剛毅」掛明保護大王河海鍾英陰陽合徳正直聰明」而一丕昭萬古之英靈髙明博厚與參黙相億」年之洪業感應夙蚩玄貺褒封盍舉華綸鴈[?]」[b]國家光宅北京新元施令禮有登秩應加封美字」參字可加封當境城隍顕應靈聰髙明正直集慶」延禧慈祥仁恕豁達英猷濟世興隆安民佑慶」寧祥昭義護國扶祚弘濟隆澤大道陸淩普義」尚仕聰明敏慧耀威濟民阜物廸衆顕應美裕」洪恩剛毅掛明保護雄烈果斷廣濟大王故」勅」寶興二年五月十七日[和柔之寶]」[c]

a. 西暦 1802 年。b. 一字擡頭。c. 袖裏に「木凡社安慈村」との書き入れあり。

⑧紹治貳年 [a] 拾壹月初捌日神勅（列品番号

P14940 図 16, 17）

[b]敕顯文昭和節芳猷己未科進士飛運」將軍松江文忠中等神護國庇民」稔著靈應節經蒙給」[c]贈敕準許奉事肆今丕膺」[c]耿命緬念神庥可加贈顯文昭節芳猷」峻望中等神仍準許香水縣涼舘」社依舊奉事神其相佑保我黎民」欽哉」紹治貳年拾壹月初捌日[勅命之寶]」

a. 西暦 1842 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑨嗣德參年[a]捌月初陸日神勅（列品番号 P14941 図 18, 19）

[b]敕己未科進士＝[c]運將軍松江文忠尊」神原贈顯文昭節芳猷峻望中等神」護國庇民稔著靈應節蒙頒給」[d]贈敕準許奉事肆今丕膺」[d]耿命緬念神庥可加贈顯文昭節芳猷峻」望光懿中等神仍準香水縣凉舘社」依舊奉事神其相佑保我黎民欽哉」嗣德參年捌月初陸日[勅命之寶]」

a. 西暦 1850 年。b. 一字擡頭。c. 左從先、右從彡。d. 二字擡頭。

⑩嗣德陸年[a]正月拾肆日神勅（列品番号 P14942 図 20, 21）

[b]敕河内省青威縣清覽社原祀神號未有」預封肆令丕膺」[c]耿命覃布恩霑特準給予城隍之神敕文」一道贈爲本境城隍靈扶之神仍準」該社依舊奉事神其相佑保我黎民」欽哉」嗣德陸年正月拾肆日[勅命之寶]」

a. 西暦 1853 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑪嗣德拾年[a]拾貳月初陸日神勅（列品番号 P14943 図 22, 23）

[b]敕正靈大盛之神護國庇民稔著靈應」肆令丕膺」[c]耿命緬念神庥可加贈俊良之神仍準青」威縣清覽社依舊奉事神其相佑保」我黎民欽哉」嗣德拾年拾貳月初陸日[勅命之寶]」

a. 西暦 1857 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑫嗣德拾年[a]拾月初參日・安慈村神勅（列品番号 P14944 図 24, 25）

[b]敕本土之神原贈保護廣施博惠之神」護國庇民稔著靈應肆令丕膺」[c]耿命緬念神庥可加贈保護廣施博惠敦」凝之神仍準富川縣木凡社安慈村」依舊奉事神其相佑保我黎民欽哉」嗣德拾年拾月初參日[勅命之寶]」

a. 西暦 1857 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑬嗣德拾年[a]拾月初參日・山岌社神勅（列品番号 P14945 図 26, 27）

[b]敕本境城隍之神原贈廣厚正直佑善」之神護國庇民稔著靈應肆令丕膺」[c]耿命緬念神庥可加贈廣厚正直佑善敦」凝之神仍準青廉縣山岌社依舊奉」事神其相佑保我黎民欽哉」嗣德拾年拾月初參日[勅命之寶]」

a. 西暦 1857 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑭嗣德參拾參年[a]拾壹月貳拾肆日・涼館社神勅（列品番号 P14946 図 28, 29）

[b]敕旨承天府香水縣凉館社從前奉事」顯文昭節芳猷峻望光懿己未科進」士飛運將軍松江文忠中等神保安」正直佑善敦凝城隍之神節經頒給」[c]敕封準其奉事嗣德三十一年正値朕五」旬大慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩」特準許依舊奉事用誌國慶而伸祀」典欽哉」嗣德參拾參年拾壹月貳拾肆日[勅命之寶]」

a. 西暦 1880 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑮嗣德參拾參年[a]拾壹月貳拾肆日・山岌社神勅（列品番号 P14947 図 30, 31）

[b]敕旨河内省青廉縣山岌社從前奉事」廣厚正直佑善敦凝本境城隍之神」保安正直佑善敦凝城隍之神節經」頒給」[c]敕封準其奉事嗣德三十一年正値朕五」旬大慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩」特準許

依舊奉事用誌國慶而伸祀」典欽哉」嗣德參拾參年拾壹月貳拾肆日[勅命之寶]」

a. 西暦 1880 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

⑯嗣德參拾參年 [a] 拾壹月貳拾肆日・壽老村神勅（列品番号 P14948 図 32, 33）

[b] 敕旨河内省青廉縣安渠社壽老村從」前奉事凜烈壯威嚴翼靈照城隍雷」公之神節經頒給」[c] 敕封準其奉事嗣德三十一年正値朕五」旬大慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩」特準許依舊奉事用誌國慶而伸祀」典欽哉」嗣德參拾參年拾壹月貳拾肆日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1880 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下に銀色で「丙」字と記されている。

⑰同慶貳年 [a] 柒月初壹日・安慈村神勅（列品番号 P14949 図 34, 35）

[b] 敕保護廣施溥惠敦凝本土之神向來」護國庇民稔著靈應節蒙頒給」[c] 贈敕留祀肆今丕膺」[c] 耿命緬念神庥可加贈翊保中興之神仍」準許河内省富川縣木凡社安慈村」依舊奉事神其相佑保我黎民欽哉」同慶貳年柒月初壹日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1887 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下に銀色で「丙」字と記されている。

⑱同慶貳年 [a] 柒月初壹日・壽老村神勅（列品番号 P14950 図 36, 37）

[b] 敕凜烈壯威嚴翼靈照城隍雷公之神」向來護國庇民稔著靈應節蒙頒給」[c] 贈敕留祀肆今丕膺」[c] 耿命緬念神庥可加贈翊保中興之神仍」準許河内省青廉縣安渠社壽老村」依舊奉事神其相佑保我黎民欽哉」同慶貳年柒月初壹日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1887 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下「甲」字あり。他の文様と併せて印字したものか。

⑲成泰元年 [a] 拾壹月拾捌日・壽老村神勅（列品番号 P14951 図 38, 39）

[b] 敕河内省青廉縣安渠社壽老村奉事」城隍輔政之神稔著靈應向來未有」預封肆今丕承」[c] 耿命緬念神庥著封爲翊保中興靈扶之」神準依舊奉事神其相佑保我黎民」欽哉」成泰元年拾壹月拾捌日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1889 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下「祀」字書き入れあり。

⑳成泰元年 [a] 拾壹月拾捌日・澤村神勅（列品番号 P14952 図 40, 41）

[b] 敕河内省青廉縣山岌社澤村奉事東」榜顯應護國高伯之神稔著靈應向」來未有預封肆今丕承」[c] 耿命緬念神庥著封爲翊保中興靈扶之」神準依舊奉事神其相佑保我黎民」欽哉」成泰元年拾壹月拾捌日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1889 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下に銀色で「金」字書き入れあり。

㉑維新參年 [a] 捌月拾壹日・演派社神勅（列品番号 P14954 図 42, 43）

[b] 敕旨承天府富榮縣演派社從前奉事含弘」光大至德溥博顯化莊徽翊保中興大乾」國家南海四位上等神温厚光應彰感麗」明靈邃翊保中興火德中等神弘大■慶」重厚含育靈邃翊保中興土德中等神節」經頒給」[c] 敕封準其奉事維新元年晉光大禮經頒寶詔」覃恩禮隆登秩時準依舊奉事用誌國慶」而申祀典欽哉」維新參年捌月拾壹日[勅命之寶]」

a. 西暦 1909 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

㉒維新參年 [a] 捌月拾壹日・澤村神勅（列品番号 P14955 図 44, 45）

[b] 敕旨河南省青廉縣山岌社澤村從前」奉事廣厚正直佑善敦凝翊保中興」本境城隍之神翊保中興靈扶東榜」顯應護國高伯之神節經頒給」[c] 敕封準其

奉事維新元年晉光大禮經頒」寶詔覃恩禮隆登秩特準依舊奉事」用誌國慶而申祀典欽哉」維新參年捌月拾壹日[勅命之寶]」

a. 西暦 1909 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

㉓啓定玖年 [a] 柒月貳拾五日・壽老村神勅（列品番号 P14957 図 46,47）

[b] 敕河南省青廉縣安渠社壽老村從前」奉事原贈凜烈壯威嚴翼靈炤翊保」中興城隍雷公尊神護國庇民稔著」靈應節蒙」[c] 頒給敕封準許奉事肆今正値朕四旬大」慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩著加」贈靈邃中等神時準奉事用誌國慶」而申祀典欽哉」啓定玖年柒月貳拾五日」

a. 西暦 1924 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

㉔啓定玖年 [a] 柒月貳拾五日・安慈社神勅（列品番号 P14958 図 48,49）

[b] 敕河南省維先縣安慈社從前奉事原」贈廣施博惠敦凝翊保中興當境城」隍高凌尊神護國庇民稔著靈應節」蒙」[c] 頒給敕封準許奉事肆令正値朕四旬大」慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩著加」贈靜厚中等神特準奉事用誌國慶」而申祀典欽哉」啓定玖年柒月貳拾五日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1924 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下に銀色で「甲子」字書き入れあり。

㉕啓定玖年 [a] 柒月貳拾五日・壽老村神勅（列品番号 P14959 図 50,51）

[b] 敕河南省青廉縣安渠社壽老村從前」奉事原贈翊保中興靈扶城隍輔政」尊神護國庇民稔著靈應節蒙」[c] 頒給敕封準許奉事肆今正値朕四旬大」慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩著加」贈敦凝尊神特準奉事用誌國慶而」申祀典欽哉」啓定玖年柒月貳拾五日[勅命之寶]」

a. 西暦 1924 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。

㉖啓定玖年 [a] 柒月貳拾五日・鳳翔社神勅（列品番号 P14960 図 52,53）

[b] 敕南定省直寧縣鳳翔社從前奉事原」贈弘施普廣英靈靜正妙化莊徽翊」保中興柳杏公主上等神護國庇民」稔著靈應節蒙」[c] 頒給敕封準許封事肆今正値朕四旬大」慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩特準」依舊奉事用誌國慶而申祀典欽哉」啓定玖年柒月貳拾五日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1924 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下に「｜＋」記号あり。他の文様と併せて印刷したものか。

㉗啓定玖年 [a] 柒月貳拾五日・澤村神勅（列品番号 P14961 図 54,55）

[b] 敕河南省青廉縣山莪社澤村從前奉」事原贈保安正直佑善敦凝翊保中」興城隍尊神護國庇民稔著靈應節蒙」[c] 頒給敕封準許奉事肆令正値朕四旬大」慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩著加」贈靜靜厚中等神特準奉事用誌國慶」而申祀典欽哉」啓定玖年柒月貳拾五日[勅命之寶]」[d]

a. 西暦 1924 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。
d. 袖裏下に「＋」記号あり。他の文様と併せて印刷したものか。

㉘啓定玖年 [a] 柒月貳拾五日・楊度寨神勅（列品番号 P14962 図 56,57）

[b] 敕旨南定省南直縣楊度寨從前奉事」翊保中興趙越王護國庇民顯有功」德節蒙」[c] 頒給敕旨準許奉事肆令正値朕四旬大」慶節經頒寶詔覃恩禮隆登秩特準」依舊奉事用誌國慶以答神庥欽哉」啓定玖年柒月貳拾五日[勅命之寶]」

a. 西暦 1924 年。b. 一字擡頭。c. 二字擡頭。



図 2. P14933 表

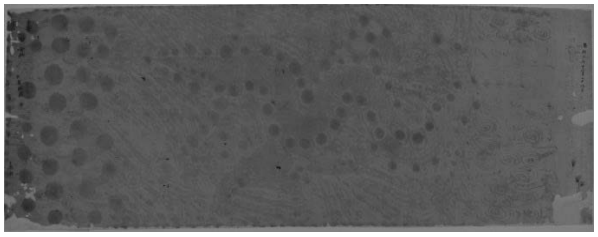


図 3. P14933 裏



図 4. P14934 表

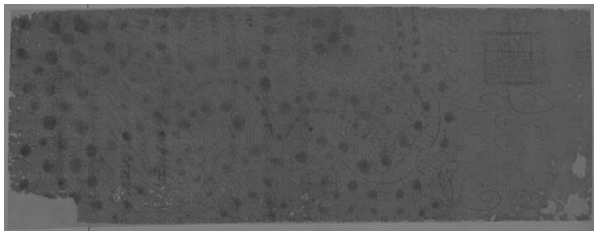


図 5. P14934 裏



図 6. P14935 表



図 7. P14935 裏



図 8. P14936 表

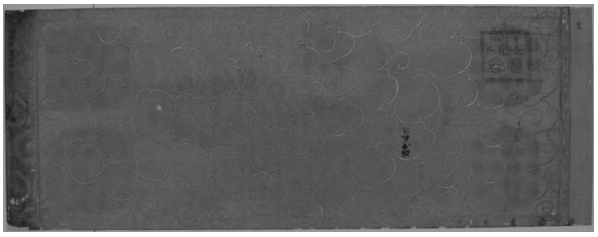


図 9. P14936 裏

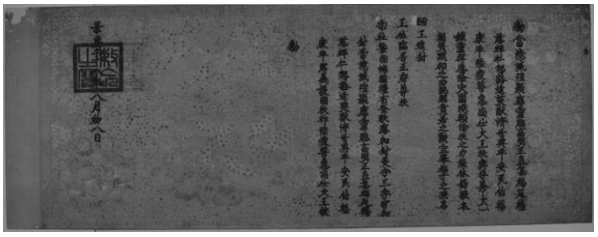


図 10. P14937 表

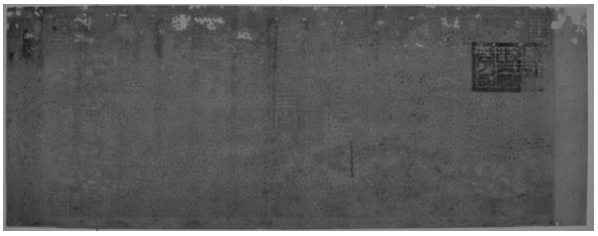


図 11. P14937 裏



図 12. P14938 表



図 13. P14938 裏

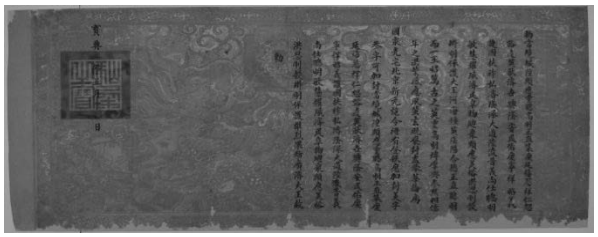


図 14. P14939 表



図 15. P14939 裏



図 16. P14940 表



図 17. P14940 裏



図 18. P14941 表

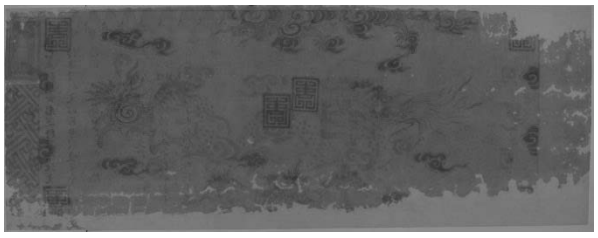


図 19. P14941 裏

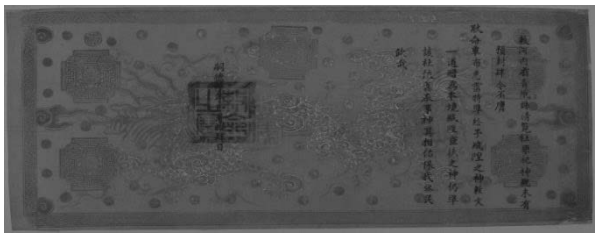


図 20. P14942 表



図 21. P14942 裏



図 22. P14943 表



図 23. P14943 裏



図 24. P14944 表



図 25. P14944 裏

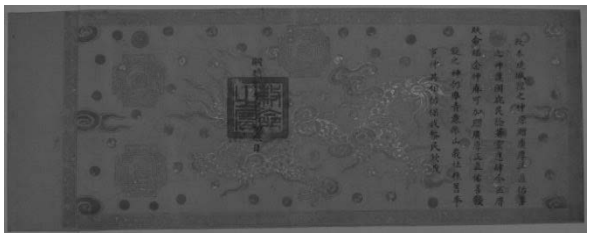


図 26. P14945 表



図 27. P14945 裏

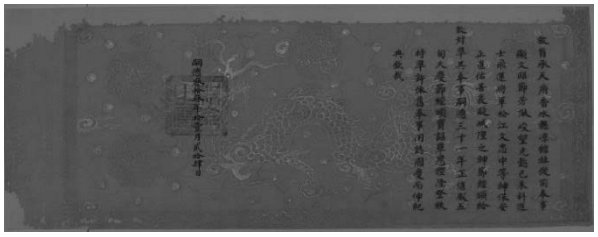


図 28. P14946 表



図 29. P14946 裏

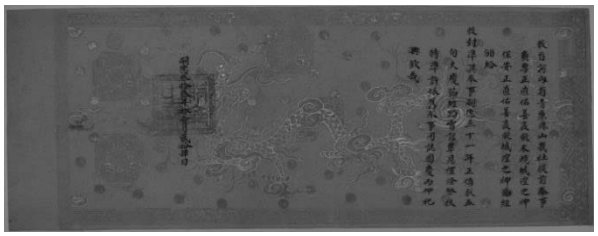


図 30. P14947 表

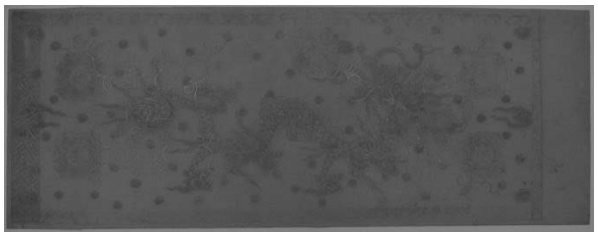


図 31. P14947 裏



図 32. P14948 表



図 33. P14948 裏

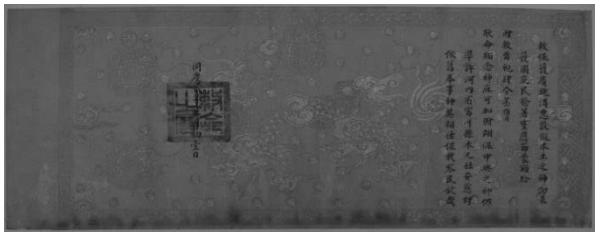


図 34. P14949 表



図 35. P14949 裏

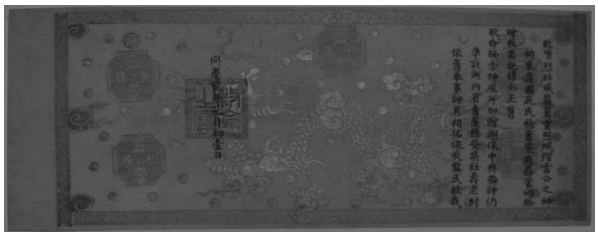


図 36. P14950 表



図 37. P14950 裏

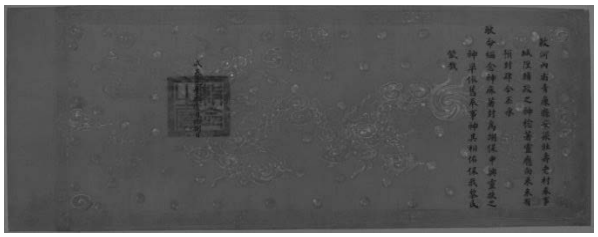


図 38. P14951 表

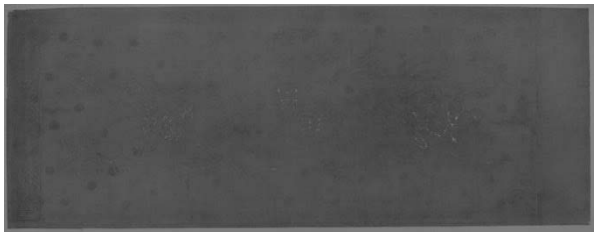


図 39. P14951 裏

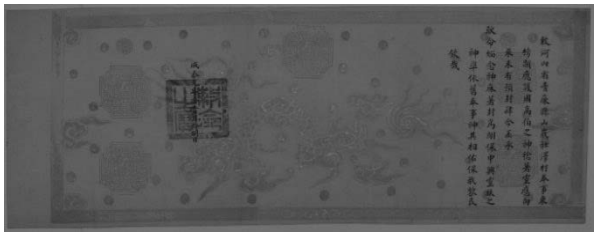


図 40. P14952 表



図 41. P14952 裏

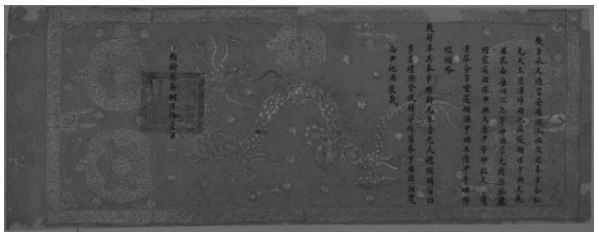


図 42. P14954 表



図 43. P14954 裏

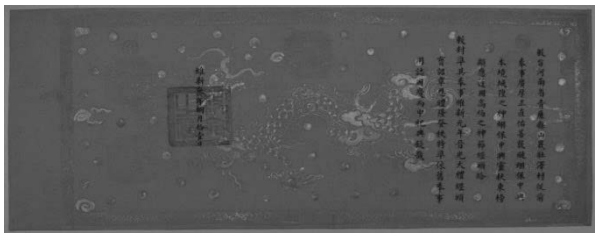


図 44. P14955 表

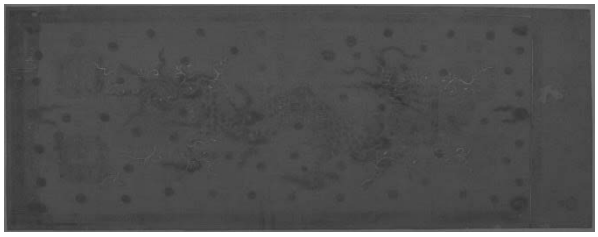


図 45. P14955 裏



図 46. P14957 表



図 47. P14957 裏

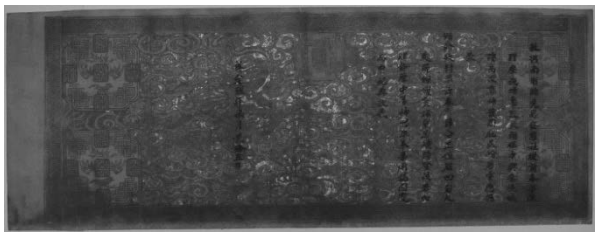


図 48. P14958 表



図 49. P14958 裏



図 50. P14959 表



図 51. P14959 裏



図 52. P14960 表



図 53. P14960 裏



図 54. P14961 表



図 55. P14961 裏



図 56. P14962 表



図 57. P14962 裏

2.2. 料紙に関するデータ

神勅に用いられている料紙はすべて、中央に龍と雲、四隅と中央上に「壽」字の文様等を配置した、通常 giấy Sắc あるいは giấy Nghè と呼ばれる最高級の紙であり [20]、ここで調査した 28 通については、時代による相異はあるが、外見上は、概ね同様の形式で記されているように見える。その時代差・地域差等を、より精細な視点から明らかにするために、以下のような料紙に関する測定をおこなった。

2.2.1. 寸法・重量ほか

表 2 に肉眼による計測データを示す。厚さは、料紙の袖および奥を 3 点ずつ、天・地を 5 点ずつの計 16 点を測定した値の平均である。この資料群は、購入時点で劣化がかなり進んでいたため、既に裏打等の補修の手が加わっている。また、本紙は両面に装飾のある料紙であり、表面が加工されているものや紙を貼り合わせて一紙としているものもある。従って、厚さ、重さ、密度は、あくまで参考値として掲げた。

表 2. 測定データ

		寸法			厚み	重量	密度	簀数	糸目幅	板目	刷毛目	印 (cm)				
	列品番号	縦(mm)	横(mm)	比率	(mm)	(g)	(g/cm3)	1寸当本数	(mm)			外郭縦	外郭横	内郭縦	内郭横	郭幅
①	P14933	460	1340	2.91	0.08	32.4	0.66	36	17	裏（壁貼りか）	裏	11.6	11.3	9.9	10.0	
②	P14934	450	1325	2.94	0.08	25.7	0.54	39	16		裏	11.4	11.4	10.0	10.1	
③	P14935	480	1300	2.71	0.09	28.4	0.51	36	14	裏（壁貼りか）	不可視	11.3	11.5	10.0	10.0	0.8
④	P14936	500	1340	2.68	0.08	40.1	0.75	32-36	17		不可視	11.4	11.6	10.0	10.0	0.8
⑤	P14937	522	1340	2.57	0.12	73.2	0.87			裏（壁貼りか）	不可視	11.5	11.6	9.8	9.8	0.9
⑥	P14938	520	1266	2.43	0.12	56.8	0.72				不可視	11.5	11.7	9.8	9.8	0.9
⑦	P14939	504	1260	2.50	0.09	33.8	0.59	49-50				15.3	15.1	11.5	11.4	1.9
⑧	P14940	502	1332	2.65	0.14	44.8	0.48	41	18	不可視	不可視	13.6	13.6	11.0	10.9	1.3
⑨	P14941	497	1307	2.63	0.14	34.4	0.38	47	30	不可視	不可視	13.8	13.7	10.8	10.9	1.5
⑩	P14942	494	1192	2.41	0.14	38.9	0.47	34	22	不可視	不可視	13.5	13.6	10.8	10.8	1.3
⑪	P14943	488	1211	2.48	0.13	31.0	0.40	42	18	不可視	不可視	13.7	13.7	10.9	10.9	1.4
⑫	P14944	495	1317	2.66	0.12	31.8	0.41	40	19		不可視	13.7	13.7	10.8	10.9	1.3
⑬	P14945	495	1321	2.67	0.16	40.1	0.38	42	17			13.5	13.6	11.0	11.0	1.4
⑭	P14946	510	1310	2.57	0.11	31.4	0.43	41	18	不可視	不可視	13.5	13.5	10.9	10.9	1.3
⑮	P14947	507	1318	2.60	0.12	38.2	0.48	41	20			13.6	13.7	11.0	11.0	1.4
⑯	P14948	505	1313	2.60	0.12	38.9	0.49	42	18			13.4	13.5	10.9	11.0	1.3
⑰	P14949	510	1305	2.56	0.12	38.1	0.48	40	16	不可視	不可視	13.5	13.6	10.8	10.9	1.3
⑱	P14950	508	1291	2.54	0.19	55.8	0.45	41	17-20	不可視	不可視	13.5	13.6	11.0	11.0	1.4
⑲	P14951	512	1300	2.54	0.14	42.7	0.46	42	17	不可視	不可視	13.4	13.4	10.9	10.9	1.3
⑳	P14952	503	1297	2.58	0.17	48.8	0.44	38				13.5	13.5	11.0	11.0	1.3
㉑	P14954	505	1292	2.56	0.14	34.9	0.38	41	17		不可視	13.4	13.5	10.8	10.9	1.2
㉒	P14955	514	1273	2.48	0.13	32.3	0.38	40	18		不可視	13.7	13.7	10.9	11.0	1.2
㉓	P14957	521	1348	2.59	0.23	81.7	0.51	42	17	裏（壁干跡皺）	表	13.6	13.6	10.9	10.9	
㉔	P14958	521	1337	2.57	0.23	84.9	0.53	38	14		不可視	13.7	13.7	10.9	10.8	1.6
㉕	P14959	520	1350	2.60	0.19	77.0	0.58	41	16		不可視	13.5	13.5	10.9	10.9	1.3
㉖	P14960	524	1343	2.56	0.21	73.6	0.50	36	17		不可視	13.6	13.7	10.7	10.8	1.4
㉗	P14961	520	1355	2.61	0.22	70.1	0.45	41	17			13.5	13.5	11.0	10.9	1.3
㉘	P14962	526	1344	2.56	0.20			42	17	裏（壁貼りか）		13.7	13.6	10.8	10.8	1.4

「簀目」「糸目幅」「板目」「刷毛目」は、富田正弘、保立道久ら、主に日本の古文書料紙を対象とする研究グループが、料紙の物的な特徴をより精細に把握するために立てた項目の一部を採用したものであり、肉眼による観察の結果を記している [21]。ただし、今回対象となったベトナムの料紙は、表面の装飾等により、これらを明確に見出し難いものが多数を占めた。

2.2.2. 繊維

ベトナムの伝統的な紙として、ゾー（dó）[22] と呼ばれる樹木の靭皮繊維によって漉かれたものがよく知られている。

ゾーは、ベトナム前近代の文献ではチューノムで「楮」と表記されることもあるが [23]、和紙で言うところのコウゾ（クワ科）とは別物であり、ミツマタ（ジンチョウゲ科）の近縁種である [24]。神勅に用いられる giấy Sắc、giấy Nghè がいずれもゾーによる料紙であることは、各種文献でも確認できる [25]。ゾー紙については、既に専門家による顕微鏡観察がおこなわれており、繊維としての特徴は概ね把握されている [26]。

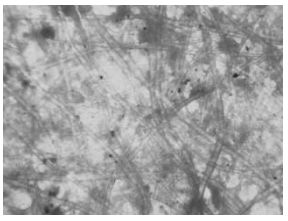


図 58. P14934

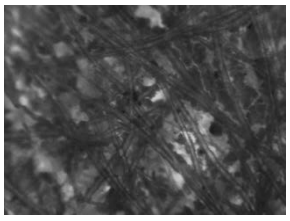


図 59. P14941

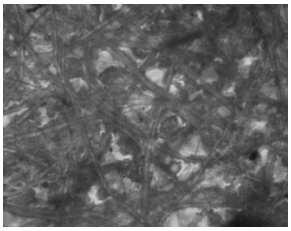


図 60. P14955

今回の調査では、この神勅 28 通すべての繊維について、透過光の顕微鏡画像を撮影したが、これは、今後このタイプの紙の歴史的変遷や地域差によるより精細な分類をするための基礎的なデータとなるはずである。ここでは、参考までに各時代の繊維画像を呈示するに止める。**図 58** は 17 世紀、**図 59** は 19 世紀、**図 60** は 20 世紀のもの、また発給対象地域は、**図 58、60** は北部地域、**図 58** は中部地域である [27]。

2.2.3. 料紙の表裏と繊維配向性

抄紙工程における紙の表裏と、書記面としての表裏との関係は、紙が実際にどのように取り扱われていたかを知る上で、非常に重要なポイントとなる [28]。

表 3. 繊維配向性

	九博列品番号	書記面	非書記面
①	P14933	1.111967	1.012434
②	P14934	1.162126	1.077705
③	P14935	1.085931	1.225789
④	P14936	1.113282	1.098705
⑤	P14937	1.04479	1.063455
⑥	P14938	1.143888	1.031403
⑦	P14939	1.111136	1.175478
⑧	P14940	1.045656	1.152859
⑨	P14941	1.031465	1.165618
⑩	P14942	1.030972	1.17873
⑪	P14943	1.055732	1.22081
⑫	P14944	1.036377	未測定
⑬	P14945	1.294217	1.053177
⑭	P14946	1.047909	1.130071
⑮	P14947	1.050147	1.120118
⑯	P14948	1.101995	1.04204
⑰	P14949	1.14584	1.061754
⑱	P14950	1.22047	1.040292
⑲	P14951	1.042431	1.120574
⑳	P14952	1.207025	1.068144
㉑	P14954	1.278182	未測定
㉒	P14955	1.156274	1.052427
㉓	P14957	1.119604	未測定
㉔	P14958	1.078009	未測定
㉕	P14959	1.090934	未測定
㉖	P14960	1.209801	未測定
㉗	P14961	1.063952	未測定
㉘	P14962	1.216059	未測定

今回の「板目」「刷毛目」等の観察では、料紙の表裏についてはほとんど判別出来なかったが、料紙の繊維がどの程度整然と並んでいるか（繊維配向性強度）を数値化するという、江前敏晴らが開発した手法により、おおよその傾向が明らかになった [29]。このうち、⑫㉑㉓～㉘の裏面については、既に裏打ちされていたため、データを採取していない（**表 3**）。数値の目安として、1.20 以上は強い配向、1.10～1.20 は微弱な配向、1.10 以下は無配向であると判断される。和紙では、料紙のより平滑な面（つまり配向性の強い面）とそうでない面を意識的に使い分けていたことが明らかになっている [30]。ベトナムの神勅の場合、表裏双方のデータのある 20 通のうち、書記面の方が配向性の強いものは 10 通に止まり、残りの 10 通は、非書記面に配向性の強い面が現れており、料紙の扱い方については、日本の場合等と比較しての検討が必要であろう。参考に、配向性の最も大きかった料紙について（⑬ P14945）、その反射光顕微鏡画像と、2 値化画像およびパワースペクトル図を示す（**図 61-63**）。

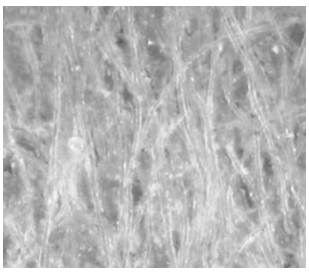


図 61. P14945 表（反射光顕微鏡）

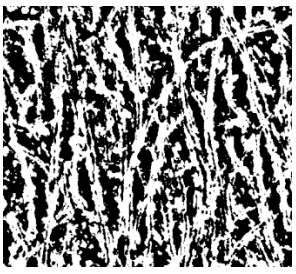


図 62. P14945 表（2 値）

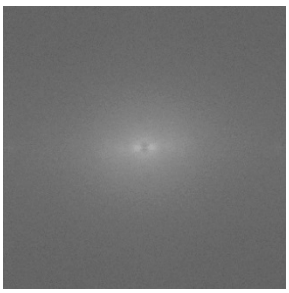


図 63. P14945 表（パワースペクトル）

表 4. 蛍光 X 線分析による検出元素

測定箇所		金色							銀色							朱印							地の紙							四周の赤い文様						
	列品番	Ca	Cu	Zn	Hg	Pb	Ag	Sn	Ca	Cu	Zn	Hg	Pb	Ag	Sn	Ca	Cu	Zn	Hg	Pb	Ag	Sn	Ca	Cu	Zn	Hg	Pb	Ag	Sn	Ca	Cu	Zn	Hg	Pb	Ag	Sn
①	P14933								○				○	●		○			●	○			●				●										
②	P14934								○				○	●		○			●	○			●				●										
③	P14935								○				○	●					●	○			●				●										
④	P14936								○					●		○			●		○		●														
⑤	P14937								○				○	●		○			●	○	○		●				●	○									
⑥	P14938								○				○	●					●	○	○																
⑦	P14939								○					●					●		○		●														
⑧	P14940								○					●	●	○			●				●														
⑨	P14941								○					●	●	○			●		○	○	●														
⑩	P14942								○					●		○			●		○		●														
⑪	P14943								○					●		○			●		○		●						○								
⑫	P14944								○				○	●					●	○	○		●				●										
⑬	P14945								○					●		○			●		○		●					○									
⑭	P14946								○				○	●		○			●	○	○		●				●	○									
⑮	P14947								○				○	●		○			●	○	○		●				●	○									
⑯	P14948								○				○	●		○	○		●	○	○		●	○			●										
⑰	P14949								○	○			○	●		○			●	○	○		●	○			●	○									
⑱	P14950								○	○			○	●		○	○		●	○	○		●	○			●										
⑲	P14951								○	○			○	●		○	○		●	○	○		●	○			●	○									
⑳	P14952								○	○			○	●		○			●	○	○		●	○			●	○									
㉑	P14954										●		○	●				○	●	○	○		●		○		●	○									
㉒	P14955									○				●			○	○	●		○		●	○				○									
㉓	P14957		●	●		○											○	○	●	○	○			○	○		●	○			●	●		○	○		
㉔	P14958		●	●		○										○	○	○	●	○	○		●	○	○		●				●	●		○	○		
㉕	P14959		●	●		○										○	○	○	●	○			●	○			●			○	●	●		○			
㉖	P14960		●	●		○											○	○	●	○				○	○		●				●	●		○			
㉗	P14961		●	●													○	○	●					○			●				●	●		○			
㉘	P14962		●	●													○	○	●	○	○						●	○			●	●		○			

2.2.4. 蛍光 X 線分析

先述の通り、神勅に用いられる料紙には多くの装飾や加工が施されており、これに用いられている物質を推定するために、蛍光 X 線分析による主成分元素の測定をおこなった [31]。

今回の調査で対象としたのは、龍や雲を描く銀色/金色の部分 [32]、印影の朱色の部分、神勅の枠の赤色の部分、そして、地の紙の部分である [33]。**表 4** は検出された主要な元素を示したものである。

ただし、例えば銀色の部分を測定した場合、その周囲や裏側の部分の元素も検出されるため、その銀色がどの元素に由来するかは、顕微鏡による観察を併用しつつ検討することが必要となる。表の●は、特にその銀/金色、朱色、赤色等に対応していると推定される元素である。

これにより、銀色の部分は Ag（銀）に、金色の部分は Cu（銅）と Zn（亜鉛）に、朱色の部分は Hg（水銀）に由来すると推定できる。銀色の部分については、Ag と併せて Sn（錫）を検出しているものが 2 通ある（P14940、P14941）。**図 64、65** は錫を含むものと含まないものの蛍光 X 線スペクトルである。また、地の紙については、Pb（鉛）が含まれるものとそうでないものとでグループ分けできそうである（**図 66, 67**）。

啓定 9 年（1924）に発給された 6 通（㉓～㉘）は、四周の枠が赤く発色しているため、測定の対象としたが、この赤色との関連を推定できる元素は検出されなかった。こうした色の素材は、大きく顔料と染料に区分されるが、前者が鉱物を細かく砕いた無機質の物質であり、顕微鏡により粒子が観察されるのに対して（**図 68, 69**）、後者は動植物由来の有機質の色素で、拡大して観察しても粒子は見られない。

今回の測定では、水素、炭素、窒素、酸素といった原子番号の小さな元素は検出できない機器を用いた。したがって、この部分の赤色は、こうした小さな元素を主要成分とする有機染料

が用いられた可能性がある。この点は顕微鏡による観察と併せて、改めて考察する必要があろう。

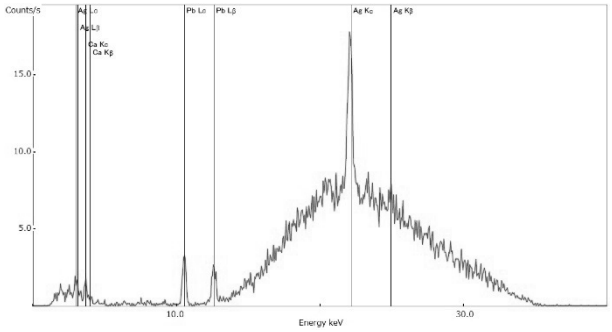


図 64. 蛍光 X 線スペクトル（P14934 銀色部分）

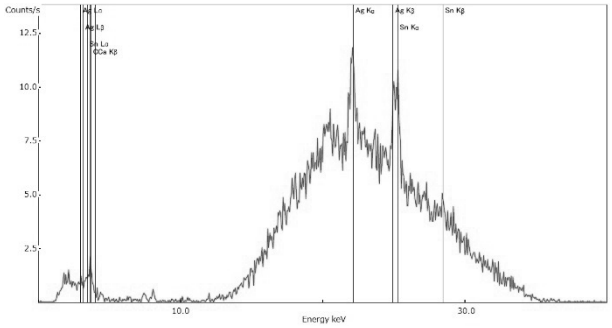


図 65. 蛍光 X 線スペクトル（P14941 銀色部分）

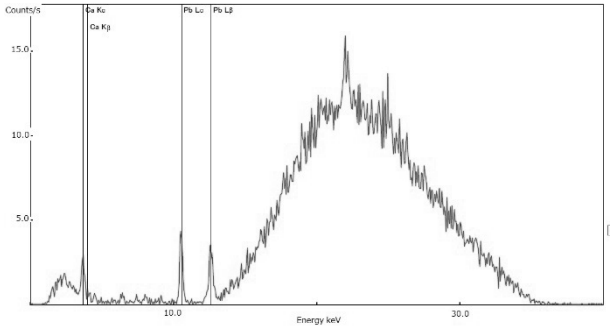


図 66. 蛍光 X 線スペクトル（P14934 紙の地部分）

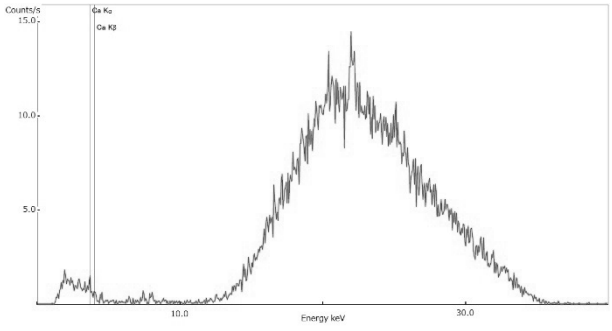


図 67. 蛍光 X 線スペクトル（P14941 紙の地部分）

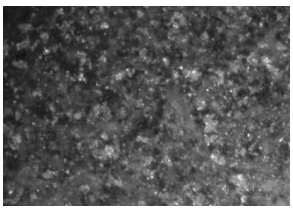


図 68. P14941（銀）

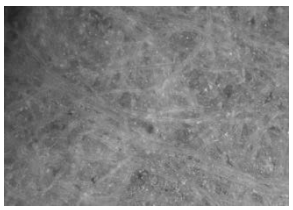


図 69. P14941（朱）

むすびにかえて

「資料革命」に伴って、ベトナム史研究は確かに新しい段階に入り、画期的な研究が次々に発表されているが、管見の限りでは資料のモノ的な側面を積極的に取り上げるような研究は、それほど進んでないように思われる。

今回の調査では、オリジナルのメディアに接するという得難い機会を最大限に活かすため、テキストレベルだけでなく、モノに関するデータを可能な限り抽出しようとした。その際、日本史学や考古学の専門家による助言や指導を受けることができたことは誠に幸いであった。筆者にとっては初めての試みであり、集計の段階でデータの不備は発見されたが、敢えて全てを公開することにした。識者の御批正を乞う次第である。

こうした調査を通じて、ベトナム史研究の新たな視点を啓くことができれば、勿怪の幸いであるが、それよりまず、各地域との比較研究が可能なレベルになるまで、データを蓄積することが先決であろう。今後も調査を継続してゆきたい。



図 70. 調査風景（採寸・測定）



図 71. 調査風景（顕微鏡撮影）

【謝辞】九州国立博物館での調査には同館の荒木和憲氏（2013 年調査）、一瀬智氏、松浦晃佑氏（2015 年調査）の協力を得た。また、蛍光 X 線分析については同館保存修復室の志賀智史氏の全面的な協力を得、筆者からの稚拙な問いに細大漏らさずお応えいただいた。各氏に深く御礼申し上げる。

なお、本研究は公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団・平成 26 年度国際交流活動助成「中国古文書学の基礎研究：東アジア古文書学構築のために」（代表：小島浩之）による研究成果の一部である。

参照文献

和文

宇野公一郎「書評 Viện nghiên cứu Hán Nôm. 1996. *Bảng tra thần tích the địa danh làng xã*. Hà Nội : Nhà xuất bản Khoa hoc xã hội. 869 pp. ; Viện thông tin khoa học xã họi. 1996. *Thư mục thần tích thần sách*. Hà Nội : Viện thông tin khoa học xã hội. ix+1276 pp.」『ベトナムの社会と文化』1: 419-423, 1999.6

宇野公一郎「ベトナム朝廷による神界の管理について」『東京女子大学紀要論集』54(2): 107-120, 2004.3

大川昭典「楮・三椏・雁皮繊維の鑑別」『紙素材文化財（文書・典籍・聖教・絵図）の年代推定に関する基礎的研究』平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金（基盤研究 A）研究成果報告書, p.45-52, 2008.3

川本邦衛編『詳解ベトナム語辞典』大修館書店 2011.8

韓允熙,江前敏晴,高島晶彦,保立道久,磯貝明「中世大徳寺文書に見る和紙の表裏と書状の習慣」『日本史研究』579: 57-72, 2010.11

韓允熙,江前敏晴,保立道久,磯貝明「大徳寺文書料紙に残る簀の目数の歴史的変遷」『古文書研究』71: 73-87, 2011.6

Nguyen (グエン) Thi (ティ) Oanh (オワイン); 清水政明訳「漢字・字喃研究院所蔵文献 : 現状と課題」『文学』6(6): 142-157, 2005.11

桜井由躬雄「ベトナムにおいて新たに公開された漢籍史料について」『東方学』88: 158-166, 1994.7

桜井由躬雄『一つの太陽 : オールウエイズ』めこん 2013.4

白澤恵美,藤原学,江南和幸,池田重良「中国古代紙史料である大谷文書紙片の科学分析」『X 線分析の進歩』43: 319-329, 2012.3

高島晶彦「デジタル機器を利用した古文書料紙の分析」『古文書研究』80: 2-11, 2016.1

高津茂「城隍朱里大王玉譜古録について--ヴェトナム民間信仰の一考察」『共生科学研究』4: 10-22, 2009.3

高津茂「ヴェトナムの神勅に関する一考察 : 河東省懐徳府慈廉縣の史料を中心として」『共生科学研究』5: 34-51, 2010.3

東京修復保存センター『ベトナム HAN-NOM 歴史文書修復報告書』1998-2000

東南アジア逐次刊行物プロジェクト『東南アジア逐次刊行物の現在 :収集・活用のためのガ

イドブック』好文出版 2013.3
富田正弘「紙素材文化財の料紙判定法について」『紙素材文化財（文書・典籍・聖教・絵図）の年代推定に関する基礎的研究』平成 15 年度～平成 17 年度科学研究費補助金（基盤研究 A）研究成果報告書, p.29-44, 2008.3
中井泉編『蛍光 X 線分析の実際』朝倉書店 2005.10
保立道久,高島晶彦,江前敏晴,韓允熙,杉山巖,山口悟史,松尾美幸,谷昭佳,高山さやか「編纂と文化財科学 : 大徳寺文書を中心に」『東京大学史料編纂所研究紀要』23: 107-148, 2013.3
矢野正隆「ベトナムの漢字・字喃文献」『漢字文献情報処理研究』11: 163-169, 2010.10
矢野正隆「地域研究資料の収集とコアジャーナル」『アジ研ワールド・トレンド』198: 16-19, 2012.3a
矢野正隆「前近代ベトナム貨幣関係資料（1）」『東京大学経済学部資料室年報』2: 34-61, 2012.3b
矢野正隆「MLA におけるメディアの特性とアクセスに関する試論 : 東京大学経済学部資料室所蔵資料から」『アーカイブズ学研究』20: 92-115, 2014.5
矢野正隆「メディアの保存に関する試論 : デジタル・メディアを手掛かりとして」『情報の科学と技術』66(4), 2016.4（近刊）
劉春銀,林慶彰,陳義『越南漢喃文獻目録提要 補遺』上冊, 台北: 中央研究院亞太區域研究專題中心, 2004.12
渡邉斉志「東南アジア資料の共有に関する国際ワークショップ : 報告」『カレントアウェアネス-E』299, 2016.3.3 (http://current.ndl.go.jp/e1776 参照 2016.3.4)

越文

P.V. Triển lãm và hội thảo về giấy sắc Long Đằng Việt Nam. *Tạp chí Hán Nôm* 58: 81-82, 2003.
Trần Hợp, Nguyễn Bội Quỳnh. *Cây gỗ kinh tế*. Nxb. Nông nghiệp, 1993.
Trần Thị Quỳnh Như. Nghề giấy dó truyền thống ở Đống Cao. *Tổng tập nghề và làng nghề truyền thống Việt Nam* tập 5, tr. 1152-1184. Nxb. Khoa học xã hội, 2011 (Trích Chương 2: *Nghề giấy dó truyền thống ở Đống Cao*. Luận văn thạc sĩ Văn hóa học, Viện nghiên cứu văn hóa, Hà Nội, 2007)
Viện nghiên cứu Hán Nôm. *Thông báo Hán Nôm học năm 2013*. Hà Nội: Nxb. Thế giới, 2014.
Viện thông tin khoa học xã hội. *Thư mục thần tích thần sách*. Hà Nội : Viện thông tin khoa học xã hội. 1996.

（やの　まさたか : 東京大学大学院経済学研究科助教）

1) 日本における安南銭の蒐集については、［矢野 2012b］にその一端を紹介している。
2) ベトナム前近代の漢字・字喃（ハンノム）資料の蒐集全般、および、松本、山本の他、藤原利一郎、川本邦衛らによるハンノム資料の紹介については［矢野 2010］を参照。
3) 「資料革命」の概要は［桜井 1994］、この当時の研究史的な回顧については［桜井 2013］を参照。
4) このこととも相俟って、大阪大学や広島大学といった専任教官のいる研究室にベトナム前近代史研究の「拠点」が生まれている。しかし、この個人レベル・研究室レベルでの蒐集資料を、長期的に、また、広範囲で共有するためには、いずれ MLA（博物館・図書館・文書館）等の情報収集機関レベルとの連携が不可欠となるであろう。海外からの資料の蒐集とその共有化が、なかなかスムーズに進まないという問題は、実は「ベトナム」の「歴史資料」に限った話ではなく、既に、京都大学東南アジア研究所やアジア経済研究所の専門司書を中心としたグループが、「東南アジア」の「逐次刊行物」を対象に、その共有化を進めるための研究を重ねている［矢野 2012a］［東南アジア逐次刊行物プロジェクト 2013］。同様の問題意識による活動の一環として、2016 年 2 月 19 日に京都大学東南アジア研究所で国際ワークショップ「東南アジア地域研究情報資源の共有をめざ

して―いま，ライブラリアンから伝えたいこと―」が開催された［渡邉 2016］。

5) ベトナム国家文書局 Cục Lưu trữ Nhà nước Việt Nam 所蔵のハンノム資料を対象とするプロジェクトで、修復に必要な伝統紙の作成等もおこなっている［東京修復保存センター1998-2000］。

6) 筆者が現地の文書館を訪問して閲覧をおこなう機会を得た 1990 年代後半には、ある時期以降、複製物のあるタイトルについては、原本の閲覧は許されなくなったことを記憶している。

7) ハンノム文献の目録データベースや画像のデジタル化については、［矢野 2010］を参照。

8) たまたま入手した 2013 年のハンノム学通報会議の報告書によると、本稿で紹介する「神勅」については、全体で 111 あるうちの 11 の報告で取り上げられており、その関心の大きさが窺えるが、ほとんどがテキストレベルでの紹介・考証であり、その様式や形態への関心を僅かでも示す報告は、1 つを数えるのみであった[Viện nghiên cứu Hán Nôm 2014]。

9) 各種メディアのアクセスについては［矢野 2014］、その保存については［矢野 2016］に詳説した。

10) 2013 年の調査は日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)「近世古文書料紙の形態・紙質に関する系譜論的研究」（課題番号: 25284129、研究代表者: 本多俊彦）による研究の一環として実施された。参加者は、筆者の他、大川昭典（元高知県立紙産業技術センター技術部長）、小島浩之（東京大学経済学研究科）、徳永洋介（富山大学人文学部）、富田正弘（富山大学名誉教授）、橋本雄（北海道大学文学研究科）、湯山賢一（奈良国立博物館）の 7 名（50 音順、敬称略）であった。また 2015 年の調査は、前述の JSPS 科研費 25284129 と、科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究「情報化時代における新たな史料学構築の可能性 :『唐六典』を例として」（課題番号: 15K12938, 研究代表者: 小島浩之）、および公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団・平成 26 年度国際交流活動助成「中国古文書学の基礎研究：東アジア古文書学構築のために」（代表: 小島浩之）による共同調査の一環として実施された。参加者は、筆者、前出の小島、橋本両氏の他に、高島晶彦（東京大学史料編纂所）、藤田励夫（文化庁）、本多俊彦（高岡法科大学法学部）、森脇優紀（東京大学経済学研究科）の計 7 名であった（50 音順、敬称略）。

11) 「平成 20 年度購入文化財情報について」http://www.nich.go.jp/data/konyubunkazai/（参照 2016/3/16）

12) 「朝廷が神々を公認して神号・等級を記して村々に与えた叙勲状のようなもの」［宇野 1999: 419-420］

13) ［宇野 2004］［高津 2009］［高津 2010］などを参照。

14) 「「神跡」は村で祀っていた神々の事跡や祭式を記した文書であり、民間で編まれたものと朝廷が作って村に与えたものとに大別できる。」［宇野 1999: 419］

15) 「宇野氏は…神跡の概念の中に神勅をも包摂している。筆者も神跡と神勅を分けて考えずに、神勅を包摂する概念として神跡という語を使う。」［高津 2009: 20］

16) ［劉ほか 2004: ix］を参照。この目録はデータベースとして公開されている。越南漢喃文獻目錄資料庫系統 http://140.109.24.171/hannan/（参照 2016/3/16）

17) ［劉ほか 2004: 35-36］

18) EFEO による筆写による資料収集については［Nguyen Thi Oanh 2005: 155］参照。

19) EFEO による全国の村落守護神に関する調査結果は、現在社会科学通信院にあり、目録も公開されている［宇野 1999: 421-422］。

20) このタイプの料紙のうちハノイ近郊 Nghĩa Đô 地区に伝わる所謂「龍騰紙」は、2003 年 6 月にハノイにおいて展覧会が開催されたことで知られる［P.V. 2003］。

21) 料紙調査の基本的な考え方や調査項目の構成は、［富田 2008］［保立ほか 2013］に拠った。

22) 現代ベトナム語表記の d には、横棒付き（đ）と横棒なし（d）の 2 種類があり、後者は z の音、つまりザ行の音を表す。

23) 例えば『詳解ベトナム語辞典』の「dó」の項目に「《植》カジノキ［梶］（クワ科の落葉低木; 樹皮を紙の原料として用いる。)」とあり、「giấy dó」には「楮の樹皮を漉いて製した紙、ベトナム紙（和紙に似る)」とあるのは、おそらく「dó」のチューノム表記「楮」に引かれての誤解であると思われる［川本 2011］。

24) 学名 Rhamnoneuron Balansae Gilg、ジンチョウゲ科ラムノネウロン属［Trần Hợp,etc.1993: 750］。コウゾ、ミツマタ、ガンピの繊維の判別については［大川 2008］を参照

25) ［Trần Thị Quỳnh Như 2011: 1166-1167］など。

26) ［東京修復保存センター2000: 18-23］

27) 発給者である朝廷は、黎朝時代（1428-1789）は北部のハノイ、阮朝時代（1802-1945）は中部のフエにあった。発給日時・発給者・発給先の相異が、繊維の相異にどのように現れるか、また、それぞれの図に見える非繊維物質については、別稿にて考察する予定である。

28) 維懸濁液を簀で汲む際の、簀面（wireside）・液面（non-wireside）が、紙干板で乾燥させる際の表裏とどのように対応するかについては、［韓ほか 2010: 60-63］［保立ほか 2013: 113-114］等で、製紙の過程を描出することにより明確に説明しており、大変参考になる。つまり、「一般には簀面＝板目面＝書記面、液面＝刷毛目面＝非書記面となる」［保立ほか 2013: 114］。

29) まず料紙の中心部表裏それぞれ 4 箇所を、デジタルマイクロスコープで撮影する。ライティングは同軸の反射光を用いる。次に撮影画像の中心部分を 1024×1024 画素で切り出し 2 値化処理する。表に示した数値は、この 2 値画像をフーリエ変換し、振り幅の角度分布を計算したものである［高島 2016: 2-3］。なお、画像の撮影

およびデータ分析には、東京大学史料編纂所の高島晶彦氏の全面的な協力を仰いだ。使用した機器は、スカラー社製 DG-3X、および高解像度 100 倍レンズである。

30) ［高島 2016: 5］

31) 蛍光 X 線分析については［中井 2005］参照。文字資料の分析としては、龍谷大学の大谷コレクションへの適用事例が知られる［白澤ほか 2012］。

32) 龍や雲の絵は、①～㉒は銀色、㉓～㉘は金色で描かれている。

33) 使用した機材は、ポータブル蛍光 X 線分析装置 InnovX　α 4000（ターゲット: Ta、電流電圧: 40kv20 μ A、測定時間: 30 秒、測定径: 直径 7mm、手持ち測定）である。なお、測定と分析には九州国立博物館保存修復室の志賀智史氏の全面的な協力を得た。